



みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2013. 4

税金の話

*消費税

平成26年4月1日から消費税等が5%から8%になります。そして平成27年10月1日から10%になります。

消費税等が導入された当時、消費税等が3%から5%になったとき、経過措置というのが話題となりました。それは今回も同じようです。

さて、消費税等税率アップ時で、注意することを検討します。



事業を行っている人で、免税業者、簡易課税業者でない人は、課税売上にかかる消費税等から課税仕入れにかかる消費税等を控除した残額を税務署に納付することになっています。

たとえば、課税売上に係る消費税等が1200円、課税仕入れにかかる消費税等が800円とすれば、 $1200円 - 800円 = 400円$ が納付消費税等になります。

そこで、少しでも節税したいと、8%になるまえに5%の消費税時に購入したとします。

すると算式は、 $1200円 - 500円 = 700円$ が納付消費税等となってしまっていて、購入時に安く購入した分、納付税額が増額されて、チャラになってしまいます。

つまり8%に増税される前に駆け込みで購入する理由は、ないこととなります。

ですから、駆け込み需要で値上がりしているときに買うより、駆け込み需要が収まって、値下がりしたときのほうが有利となります。

では、消費税等が値上がりする前に購入したほうが有利な場合はどのような場合でしょうか。

- 1 事業用でない、個人消費の用に供するもの 例え、大きなもので言えば、住宅等。
- 2 免税業者や簡易課税業者の人
- 3 非課税業者であるお医者さん、歯医者さん、調剤薬局さん、学校、アパート（テナントは違います）等

さて、経過措置を説明します。

- 1 請負工事で平成25年9月30日以前に契約したものは、完成引渡しが平成26年4月1日以後であっても、8%でなく5%でよいとされています。よくニュースで解説している住宅建築契約が該当します。

ただ、これも、有利不利で考えれば、住宅やアパートに該当する話で、テナントビル、オフィスビル、工場等は考慮する必要はあまり在りません。

- 2 賃貸借契約で平成25年9月30日以前の賃貸借契約は、平成26年4月1日以後になっても、契約改定等されなければ、そのまま5%とすることができます。

なお住宅家賃は非課税なので、関係するのは、リース料、テナント等の家賃です。これも入居者が、一般的な事業者、つまり免税業者や簡易課税業者や非課税業者以外の事業者の場合は、考慮する必要はありません。

保守契約、委任契約等は、経過措置の適用はありません。

まあ、とにかく消費税等が上がるということで、駆け込み需要を喚起しようと煽る宣伝等が増えると思いますが、それに踊らされませんように。

*教育資金贈与

祖父母からの孫への教育資金の贈与の特例が創設されるといわれていますが、先月号でご案内しましたとおり、次の理由で、大変使い勝手の悪いものとなるようです。

- 1 金融機関に信託して、必要な都度証拠書類を提示して、金融機関から引き出す方法になること
- 2 孫が30歳になって信託した預金に残額がある場合は、その残額に贈与税が課せられること。

*相続税

相続税の増税案が再浮上しました。



今までの非課税枠が「5,000万円+1,000万円×法定相続人」であったのが、「3,000万円+600万円×法定相続人」となるようです。

単純に試算します。

配偶者がいなくて、子ども3人が法定相続人とした場合です。

相続財産金額	従前の相続税総額	改正後の相続税総額	増税額
7,500万円	0円	2,700,000円	2,700,000円
8,500万円	499,800円	4,049,700円	3,549,900円
9,500万円	1,500,000円	5,549,700円	4,049,700円
1億円	1,999,800円	6,299,700円	4,299,900円
2億円	18,000,000円	24,599,400円	6,599,400円

*交際費

法人の交際費等の損金不算入の限度額が600万円から800万円に引き上げられ、限度額以内の金額の10%損金不算入制度がなくなるようです。

*延滞税

税金を期日内に納付しなかった場合に課税される延滞税は、2か月以内であれば、現在、年4.3%ですが、それが年1.3%ぐらいになります。

利子税も年4.3%が普通預金利息なみとなります。これにより個人の所得税の場合は、延納制度を利用するメリットが出てきました。

法人税には延納制度がありませんが、資金繰りが付かない場合は、2ヶ月以内であれば、滞納を選択するメリットがでてきました。

一方、税金が還付される際に付く還付加算金も、年4.3%の高利回りでしたが、普通預金金利並みとなります。

雑感



岐阜梅林公園の梅まつり。この2日間だけ瑞龍寺が開放され、庭園に植えられている「緋紅梅」を間近に観ることができます。毎年楽しみにしているのですが、去年は寒くてつぼみのまま、今年は早く暖かくなったので大丈夫かと思ったのですが、結局、寒さがぶり返してつぼみのままでした。残念です。



さまざまのこと思ひ出す桜哉（芭蕉）